

地区地域資源保全管理構想
(平成 年 月作成)

1. 地域で保全管理していく農用地及び施設

(1) 農用地

協定農用地 田 6.67ha 畑 0.94ha 計 7.61ha

(2) 水路、農道、

水路 2.8km 農道 2.5km

2. 地域の共同活動で行う保全管理活動

(1) 農用地について行う活動

- ・遊休農地発生防止のための保全管理等を実施する。
- ・畦畔・農用地法面等の草刈り等を実施する。

(2) 水路、農道について行う活動

- ・水路及び付帯施設やその周辺部の草刈りを実施する。
- ・水路の泥上げを実施する。
- ・農道の路肩・法面の草刈りを実施する。

(3) その他施設について行う活動

- ・鳥獣害防護柵等の適正管理等、必要な取り組みを実施する。

3. 地域の共同活動の実施体制

(1) 組織の構成員、意思決定方法

構成員 自治会・実行組合（農家）・老人会・婦人会・自警団
意思決定方法 役員が中心となり、機能診断を実施し、その結果を踏まえて実践活動に関する年度計画を策定する。

(2) 構成員の役割分担

① 農用地について行う活動

個々の農家で畦畔・農用地法面の草刈りを実施する。

② 水路、農道について行う活動

年間計画に沿って、農家と非農家の共同作業として実施する。

③ その他施設について行う活動

年間計画に沿って、農家と非農家の共同作業として実施する。

4. 地域農業の担い手の育成・確保

地域の担い手農家の拡大に努める。

5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

- ・農地や施設、地域環境を保全するための農地周辺部の活動拡大や遊休農地の有効利用
- ・地域を守る取り組みの魅力を発信する活動、活動への新たな参画を募る活動
- ・地域の景観・環境の維持等、地域資源の魅力を高め、関心を高める活動

地区地域資源保全管理構想
(平成 年 月作成)

1、地域で保全管理していく農用地及び施設

(1)農用地

協定農用地 水田 73,992㎡

(2)水路、農道、ため池

水路 2500m 、 水路パイプ 200m 、 農道 11km

(3)その他施設等

鳥獣害用捕獲檻 3個 、 鳥獣害用電気柵 一式 、 水路の堰 2か所

2、地域の共同活動で行う保全管理活動

(1)農用地について行う活動

- ・畦畔、農用地法面の草刈りの実施。
- ・農地の美化活動、土作り等の活動。

(2)水路、農道について行う活動

- ・水路、農道の草刈りの実施。
- ・水路の泥上げの実施。
- ・農道の保全管理(農道のコンクリート舗装、拡幅工事等)
- ・水路へのパイプ敷設

(3)その他施設について行う活動

- ・鳥獣害用捕獲檻の管理、修繕
- ・鳥獣害用電気柵の管理
- ・水路堰の管理、修繕

3、地域の共同活動の実施体制

(1)組織の構成員、意思決定方法

農家、非農家、
役員を中心として、計画に沿って活動していく

(2)構成員の役割分担

①農用地について行う活動

- ・ほ場内に置いては、管理者又は所有者で草刈りの実施。

②水路、農道について行う活動

- ・計画、構成員の合意に沿って共同作業での実施。

(3)その他施設について行う活動

- ・計画、構成員の合意に沿って共同作業での実施。

4、地域農業の担い手の育成・確保

(1)担い手の育成・確保

担い手農家が育つような環境作りに努力する。

(2)農地の利用集積

担い手農家の希望に沿うように努める。

5、適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

- ・農地、施設、地域環境の保全管理を強化し充実した活動を目指す。
- ・地域の景観、農地の土作り、地域の特産品等への魅力ある地域を目指す。

(別記 1－4 様式)

環境保全協議会地域資源保全管理構想

(平成 年 月 日作成)

1. 地域で保全管理していく農用地及び施設

(1) 農用地

・協定農用地 田 8.19ha、畑 2.19ha、計 10.38ha

(2) 水路、農道

水路 4.9 km、農道 1.9 km

(3) その他施設等

農用地に係る施設 進入路 74 か所、鳥獣害対策施設 6,500m

2. 地域共同活動で行う保全管理活動

(1) 農用地について行う活動

- ・遊休農地発生防止のための保全管理等を実施する。
- ・畦畔、農用地法面等の草刈を実施する。

(2) 水路、農道について行う活動

- ・水路及び付帯施設やその周辺部の草刈を実施する。
- ・水路の泥上げを実施する。
- ・農道の路肩・法面の草刈を実施する。
- ・点検結果に基づいて、農道側溝の泥上げを実施する。
- ・農道の路面維持等、必要な取り組みを実施する。

(3) その他施設について行う活動

- ・鳥獣害防護柵等の適正管理等、必要な取り組みを実施する。

3. 地域の共同活動の実施体制

(1) 組織の構成員、意思決定方法

- ・農家 → 農事実行組合、農事組合法人
- ・非農家 → 部落、婦人会、子供会、老人会

役員が中心となり、点検・機能診断を実施し、その結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を策定する。

(2) 構成員の役割分担

①農用地について行う活動

個々の農家で畦畔・農用地法面の草刈を実施する。

②水路、農道について行う活動

年間計画に沿って、農家の共同作業として実施する。

③その他施設について行う活動

年間計画に沿って、農家の共同作業として実施する。

4.地域農業の担い手の育成・確保

(1) 担い手農家の育成・確保

地域の担い手農家である農事組合法人■■■■の育成に努める。

(2) 農地の利用集積

農事組合法人■■■■へ農地の集積を図る。

5.適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

- ・農事組合法人■■■■の活動支援による地域の保全管理を推進
- ・次期後継者に対し地域を守る取り組みの魅力を情報発信する活動
- ・地域の景観・環境の維持等、地域資源の魅力を高める活動

(別記 1－4 様式)

環境保全組合地域資源保全管理構想

(平成 27 年 3 月作成)

1. 地域で保全管理していく農用地及び施設

(1) 農用地

協定農用地 田 343a

(2) 水路、農道

水路 2.1 km、農道 1.3 km

(3) その他施設等

農用地に係る施設 鳥獣害対策施設 1,000m

2. 地域の共同活動で行う保全管理活動

(1) 農用地について行う活動

- ・遊休農地発生防止のための保全管理等を実施する。
- ・畦畔、農用地法面等の草刈り等を実施する。

(2) 水路、農道、ため池について行う活動

- ・水路及び付帯施設やその周辺部の草刈りを実施する。
- ・水路の泥上げを実施する。
- ・農道の路肩、法面の草刈りを実施する。

(3) その他施設について行う活動

- ・鳥獣害防護柵等の適正管理等、必要な取組を実施する。

3. 地域の共同活動の実施体制

(1) 組織の構成員、意思決定方法

- ・構成員 農 家 : 農事組合
非農家 : 自治会、老人会

・意思決定方法

役員が中心となり、点検・機能診断を実施し、その結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を策定する。

(2) 構成員の役割分担

① 農用地について行う活動

- ・個々の農家で畦畔、農用地法面の草刈りを実施する。

② 水路、農道について行う活動

- ・年間計画に沿って、農家の共同作業として実施する。

③ その他施設について行う活動

- ・年間計画に沿って、農家・非農家が共同作業として景観形成活動（そば・花等植栽、農業用施設周辺の清掃活動等）を実施する。

4. 地域農業の担い手の育成・確保

(1) 担い手農家の育成・確保

- ・地域の担い手農家の継続維持、及び他地域からの担い手の参入促進に努める。

(2) 農地の利用集積

- ・中間管理機構等を利用した担い手農家への集積を図る。

5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

- ・地域の景観・環境の維持等、地域資源の魅力を高め、関心を高める活動
- ・保全管理の省力化のための簡易な基盤整備や機械化、保全管理に必要な鳥獣害防止柵等施設整備